# 子どもの体験支援事業業務委託公募型プロポーザル 募集要項

令和7年9月

奈良市子ども未来部子ども育成課

# 子どもの体験支援事業業務委託公募型プロポーザル募集要項

# | 業務の名称

子どもの体験支援事業

## 2 事業の目的

世帯収入や家庭環境の差から生まれる学校外活動における「体験」の差によって、子どもの「認知能力」や「非認知能力」の差が生じているとされる「体験格差」が、昨今注目されているが、本市においても例外とは言えず、「体験格差」解消のための支援をさらに充実させることが求められる。

現代社会のデジタル化が進む中、社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが、自らの能力を開発し、将来に夢や希望を持って社会で生き抜く力を習得することで、就職や進学などにつなげることを目的として、高校生を対象とした IT 関連スキルの習得(AI・プログラミング教育等)に関する事業を実施する。

# 3 業務の概要

業務内容 子どもの体験支援事業業務委託仕様書のとおり。

# 4 契約及び業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、教室の開始は令和8年1月頃を想定とし、それまでの期間は参加者への連絡等を含めた準備期間とする。

# 5 委託者選定方法

企画提案書公募によるプロポーザル方式とする。

# 6 日程

	内容	日程
1	公募開始日	令和7年9月24日(水)
2	参加表明書等提出締切日	令和7年10月15日(水)(午後5時必着)
3	参加資格確認結果通知日	申し込みがあり次第、審査後に随時通知
4	企画提案書等提出締切日	令和7年10月24日(金)(午後5時必着)
5	プレゼンテーション実施日	令和7年11月19日(水)午後2時以降開始(予定)
6	審査結果通知日	令和7年11月28日(金)(予定)

<sup>\*</sup>質疑、参加表明は、令和7年9月24日(水)から提出可能とする。

## 7 参加資格

次に挙げる要件をすべて満たしている事業者であることとする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない 者であること。
- (2)提出日において、奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間でないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 奈良市税 (奈良市外の事業者の場合は国税) を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に あげる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びに、それ らの利益となる活動を行う者でないこと。

なお、奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書(平成25年4月1日発行)に基づき、所轄警察署長に照会する場合がある。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (7)個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (8) 本市情報セキュリティポリシーを遵守できること。

# 8 公募の方法

- (1) 公募は、奈良市ホームページに記載することにより行う。
- (2)掲載期間 令和7年9月24日(水)から令和7年10月24日(金)まで

#### 9 参加表明

参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

- (I)提出書類(各I部)
  - (ア)参加表明書(様式1)
  - (イ) 商業登記履歴事項全部事項証明書(写し)(発行後3か月以内のもの)
  - (ウ)事業者概要票(様式2)
  - (エ)類似事業の業務実績書(様式3)
  - (オ) 誓約書(様式4)
  - (カ)<奈良市物品購入等入札参加資格者でない場合> 納税証明書(写し)(発行後3か月以内のもの)

・奈良市内の事業者【奈良市市民税課で証明】

(奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む)

直近2年分の法人市民税の納税証明書

・奈良市外の事業者【国税納税地を管轄する税務署で証明】

納税証明書(その3又はその3の3)

- (2)提出期限 令和7年10月15日(水)(午後5時必着)
- (3)提出方法 原則電子メール(下記のとおり)。ただし、奈良市子ども育成課へ窓口持参または郵送による提出も可能とする。(期限内必着)
  - 【電子メール】パスワード処理を施し、原則zip形式の圧縮フォルダで「18問合せ及び書類提出先」記載のメールアドレス宛に提出。なお、メールタイトルは「子どもの体験支援事業業務委託参加表明【事業者名】」とすること。
    - ※ データ容量が大きい場合、データを分割して複数メールにて送付すること。またメール添付の他、安全性の確認されたファイル共有サービス等の利用も可能とする。ただし、奈良市のセキュリティ上、利用できないファイル共有サービス(Google ドライブ)等があるので注意すること。
    - ※ メール送付後、到着確認を電話で行うこと。

# 10 参加資格の確認及び結果通知

上記「9 参加表明」により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認審査を行い、参加申込した者に対し、参加決定の可否を随時通知する。

# || 募集要項等への質問の受付及び回答

(1)受付期間

令和7年9月24日(水)から 令和7年10月3日(金)正午まで

(2)提出方法

電子メール(「9 参加表明【電子メール】」参照。ただし、メールタイトルは「子どもの体験支援事業業務プロポーザルに関する質問【事業者名】」とすること。)。

電話及び来所による質問には応じない。

(3) 質問書の様式

様式は自由とするが、次の項目を明記すること。

- ① 標題(「子どもの体験支援事業業務プロポーザルに関する質問【事業者名】」とすること。)
- ② 事業所名
- ③ 担当者の氏名、連絡先(所属、メールアドレス、電話番号等)

## (4) 質問に対する回答

令和7年10月10日(金)までに、質問書に記載されたメールアドレスに電子メールで回答する。

なお、よせられたすべての質問及び回答については、本プロポーザルへの参加表明したすべての事業者に対し通知する他、奈良市ホームページ上にて公表する。

## |12 企画提案書の提出

参加決定可の通知を受けた者は、下記内容により企画提案書を提出すること。

- (1)提出書類
  - ① 企画提案書(全体版(様式5)および概要版) ※ 概要版の様式は任意とする。
  - ② 業務の実施体制調書
  - ③ 作業スケジュール(企画提案書に掲載可能。ただし、ページに含む。)
  - ④ 見積書(様式6)
    - ※ 金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込み価格を記載する こと。また、積算根拠の具体的な内容を明らかにすること。
- (2)提出形式及び部数

紙資料版及びデータ版(テキストコピーまたは文字認識が可能な PDF 形式等)

- ·紙資料版 ····· 各5部(正1部 副4部)
- ・データ版 …… 各2部(正1部 副1部)
- (3)提出期限

令和7年10月24日(金)午後5時必着。

※ 期限までに提出がなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

(4)提出方法

**紙資料版及びデータ版の両方を提出すること。**紙資料版のみ、もしくはデータ版のみでの 提出は認めない。

- ・紙資料版 …… 奈良市子ども育成課へ窓口持参または郵便(期限内必着)
- ・データ版 …… 電子メール(「9 参加表明【電子メール】」参照。ただし、メールタイト ルは「子どもの体験支援事業業務委託企画提案書【事業者名】」とすること。)
- (5) 企画提案書の書式

企画提案書は全体版(様式5)と、全体版を分かりやすくまとめた概要版をそれぞれ提出すること。

① 用紙サイズ

A4版縦向き、横書き。ただし、図表等については必要に応じてA3版横向きでも可能とする。

② 文字サイズ、最大文字数

| |ポイント以上、|ページあたりの最大文字数|368文字以内。文字フォントは指定しないが、読みやすさを考慮すること。

③ 使用する言語及び通貨

日本語、日本円。

#### ④ ページ数

- ・全体版(様式5)は30ページ以内(表紙、目次はページ数に含めない)、概要版は 2ページ以内とする(※「A4 両面 I 枚=2ページ」と数える)。
- ・別途補足資料(カタログやパンフレット等)がある場合は、企画提案書とは別(ページ数に含めない)に提出を認める。

#### ⑤ 表紙及び提案者の判別

- ・タイトル「奈良市子どもの体験支援事業業務委託企画提案書」とし、提出日を記載 すること。
- ・紙資料版の正 | 部は、事業者の住所、称号または名称、代表者職氏名、担当者連絡先を記載すること。
- ・紙資料版の副4部は、提案者が判別できるような社名、企業マーク、個人名等の記載は一切行わないこと。
- ・データ版についても、紙資料版の正副と同様の処理をした正副各 I 部を提出すること。
- ⑥ 紙資料版形式

両面印刷とする。印刷の色はカラー、白黒問わない。

⑦ その他

特に提案したい内容や強みだと考える箇所については、下線や太字などで強調し わかりやすくすること。

#### (6) 企画提案書の内容

別紙の「子どもの体験支援事業業務委託仕様書」に基づき、次の事項を前提として、創意工夫のある提案を求めるものとする。

#### ア 学習支援に関すること

「A. IT 関連スキル(AI・プログラミング教育等)の習得の機能及び ICT 社会への参加力(※)の育成(技術習得)」、「B. 学習環境の整備」、「C.心理的安全性(安心して教室に通えること)の確保」、「D.体験支援事業終了後のアフターケア・継続性機能」の計4項目について提案すること。

- (※) ICT 社会への参加力……生徒の思考力・課題解決力・判断力・表現力・自己肯定感等の資質・能力を育成することで ICT を駆使して主体的に社会に関わる力
- ① 実施方針
- ② 実施方法

- ③ 実施体制
- ④ 実施計画、スケジュールの妥当性
- (5) 学習ボランティアの研修・育成に関すること

# イ 学校、家庭生活その他悩みに対する相談対応に関すること

- ① 実施方針
- ② 実施方法
- ③ 実施体制
- ④ 実施計画、スケジュールの妥当性

# ウ 業務の評価に関すること

- ① 実施方針
- ② 実施方法
- ③ 実施体制
- ④ 実施計画、スケジュールの妥当性
- エ コンプライアンスに関すること

# |13 事業者の選定

学識経験者等により構成する「子どもの体験支援事業業務委託事業者審査選定委員会」(以下「審査選定委員会」という)が、評価基準により事業者を選定する。

- (1) プレゼンテーション等
  - ① 実施日時及び場所

令和7年11月19日(水)午後2時以降開始(予定) 奈良市役所 (詳細については、別途参加承認通知書にて通知する。)

② 時間

Ⅰ事業者につき30分程度

(プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度)

③ 説明資料

プレゼンテーションは、提出した審査資料等を基に行うものとし、追加提案や追加資料 の配布は認めない。

ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクターによる説明は許可する。この場合、スクリーン、プロジェクター、パソコン及びその他機器等は事業者側で持参すること。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略によるページ数の変更及び構成の変更は妨げない。

④ 出席人数

1事業者につき3名までとする。

⑤ 遅刻または欠席した場合

参加申請を辞退したものとみなす。

#### (2)選定方法等

- ① 企画提案内容の各項目について内容を審査し、審査選定委員会の委員による採点により最高合計点数を獲得した提案者を第I位として選定する。
- ② 最低基準を合計点数の6割以上とし、最低基準に満たないものについては対象外とする。
- ③ 最高合計点数を獲得した提案者が2者以上ある場合(同点の場合)は、審査選定委員会の審議により決定する。
- ④ 参加事業者が1者のときは、②の最低基準を満たした場合、契約候補者とする。

## |4 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出したすべての事業者に速やかに通知する。また、第1位、第2位 に選定された事業者については、その旨を付して通知する。

## 15 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)前記「7参加資格」の要件を満たさなくなった者。
- (2)提出書類に虚偽の記載があった者。
- (3)審査の公平性を害する行為があった者。

# 16 契約に関する事項

(1)契約の締結

第 | 位に選定された事業者と本市が協議し、企画提案書による内容を基本として業務の委託に係る仕様を確認したうえで、契約を締結する。なお、第 | 位に認定された事業者と交渉の結果、合意に至らなかった場合は、第2位に選定された事業者と交渉を行うものとする。

(2)契約保証金

奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付することとする。ただし、同規則第23条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全額または一部を免除する。

### 17 その他の留意事項

- (1)本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 同一事業者から複数の企画提案書の提出は認めない。
- (3) 企画提案書提出期間終了後の修正または変更は一切認めない。
- (4)提出された書類の返却は行わない。
- (5)提出書類の著作権は参加表明者に帰属するが、本市が、本件の選定の公表等に必要な場合には、本市は提出書類の著作権を無償で使用できることとする。

- (6) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な場合において、複製を作成することがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例に基づき提出書類を開示する場合がある。
- (8) 委託業務の一部または全部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (9) 支援対象者への金銭の授受は認めない。

# 18 問い合わせ及び書類提出先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 子ども未来部子ども育成課 電話(直通) 0742-34-4804 メールアドレス kodomoikusei@city.nara.lg.jp